

## 青森県地域住文化要素基準ガイドライン

制定 令和4年5月26日 青建第274号

改定 令和5年4月17日 青建第 85号

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和4年4月1日国住生第457号）第4第二号イに定める地域型住宅グリーン化事業における地域の伝統的な建築技術の継承に資する取組に対する加算措置の活用にあたっての地域住文化要素基準として「青森県地域住文化要素基準ガイドライン」を次のとおり定める。

### 1 地域住文化要素基準

(1) 建築基準法（昭和22年法律第201号）その他関係法令に適合するものであること。

(2) 下表に掲げる地域住文化要素を、3項目以上を含む木造住宅であること。

地域住文化要素	
1	県内に本店を置く畳製作事業者が県内で製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
2	1以上の居室又は廊下の床仕上げを、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張りとする。
3	居室又は廊下の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張り又は塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等で左官によるこて塗仕上げに限る。）の部分合計で10平方メートル以上設けること。
4	1以上の居室又は廊下の壁を、真壁造（適切な断熱及び気密性能を有するものに限る。）とする。
5	外壁の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張り又は塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等で左官によるこて塗仕上げに限る。）の部分10平方メートル以上設けること。
6	県内に本店を置く建具製作事業者が県内で製作した木製建具（框戸、格子戸、襖、障子及び欄間等）を3枚以上使用すること。
7	1以上の居室又は廊下の天井を、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材を用いた天井（打ち上げ天井、目透かし天井、格天井、竿縁天井、ささら天井、船底天井、折り上げ天井、掛け込み天井等）又は網代天井とする。
8	屋根の形状が、「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドライン（平成23年12月青森県策定）」第Ⅲ章1.2雪を考慮した屋根形状の必須基準に適合するものであること。
9	夏の室内への日射遮蔽に有効な面の軒の出（壁芯から軒先までの寸法）を、0.9メートル以上とする。
10	床の間を設けること。
11	1以上の建物出入口に、風雪の流入を防ぐ空間（風除室）を設けること。
12	機械プレカット加工せず手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工した木材を主要構造材（柱、梁、桁及び土台）の過半以上に使用すること。

### 2 適用範囲

本ガイドラインは、青森県の区域に適用する。ただし、市町村が定めた地域住文化要素基準の適用を受ける区域を除くものとする。

### 3 適用開始時期

本ガイドラインは、令和4年度以降の地域型住宅グリーン化事業に適用する。